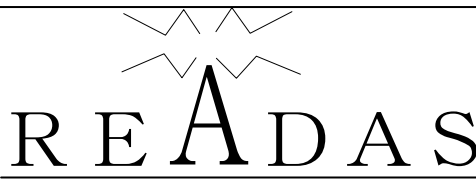


第 5070 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 9月18日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税の課税区分

Q：消費税には、課税になるものと、非課税になるもの、不課税になるものなどがあるようですが、どのような区分になっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

消費税の区分は、「課税」「不課税」「非課税」「免税」の4つがあります。

違いを簡単にまとめますと、次のようになっています。

【課税】

次の要件の全てを満たす取引は、消費税が課されます。

- ①事業者が事業として行うものであること
- ②対価を得て行うものであること
- ③国内取引又は輸入取引であること
- ④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（資産の譲渡等）のいずれかであること

【不課税】

課税要件を満たさない取引は、不課税となります。

【非課税】

国内で行われる資産の譲渡等のうち、消費の概念に沿わないものと社会政策的配慮によるものの一定のものについては、消費税が非課税とされています。

【輸出免税】

消費税は、国内における消費について負担を求める税金ですから、海外の消費者には負担を求めないよう輸出取引等については、消費税が免除されることとなっています。

